### 小田原市郷土文化館条例等の一部改正に対する市民意見の募集結果について

## 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市郷土文化館条例等の一部改正
政策等の案の公表の日	令和5年9月15日(金)
意見提出期間	令和5年9月15日(金)から令和5年10月16日(月)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ、郷
	土文化館窓口)

## 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意	見数 (意見提出者数)	5件 (2人)		
	インターネット	2人		
	ファクシミリ	0人		
	郵送	0人		
	直接持参	0人		

# 無効な意見提出 0人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のと おりです。

## 〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
В	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
С	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他(質問など)	5

## 〈具体的な内容〉

# (1) 施設に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	廃止するのではなく改装 すべきです。	D	当該地は、国指定史跡内のため、利用者の安全を確保するための抜本的な対策を講じることが難しいため、廃止することとしました。
2	郷土文化館の機能を移転 すれば、改正の背景である 床の傾斜の危険性も解決 することから、会議室機能 について移転ではなく廃 止とした理由はなぜです か。	D	郷土文化館の移転については、移転先用地 の選定が進んでおらず、当面移転すること は難しいため、廃止することとしました。

## (2)意見公募に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	小田原市郷土文化館協議	D	改正の内容が、一般市民が使用する会議室
	会において、意見公募に準		の用途廃止に伴うもので、より広く皆様の
	じた手続きを実施せずに、		ご意見を頂戴する必要があると判断したた
	パブリックコメントを行		め、パブリックコメントを実施することと
	ったのはなぜですか。		しました。

# (3) 郷土文化館協議会に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)	
1	令和3年度以降の協議会	D	令和3年度から、令和5年10月末までにお	
	の開催状況と会議室機能		ける、協議会の開催は、令和3年11月9日、	
	の廃止について案件とし		令和4年1月27日、令和4年11月25日、	
	た回の議事録を公開して		令和5年2月10日、及び令和5年10月13	
	ください。		日の計5回となっております。	
	案件としなかった場合は		当該案件につきましては、令和5年10月13	
	その理由を教えてくださ		日開催の協議会で、委員の皆様にお諮りし	
	V,		ています。	
			開催された会議の議事録は直近の開催まで	
			公開しました。	

### (4) 使用状況に関すること

	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)			
1	令和3年度及び令和4年	D	会議室の一般利用の実績については、次の			
	度の開館日のうち会議室		とおりです。			
	が使用されたのは何日で		年度	開館日	利用日数	
	すか。		令和3年度	346 日	61日	
			令和4年度	338日	0 日	

## 4 その他

当該条例の改正理由となった、建築基準法第 12 条に基づく点検では、会議室と同様に事務室も安全性を確保するために改修が必要であるとの指摘を受けており、これらを併せて検討する必要が生じたため、公表が遅れたものです。